

## 4 社会福祉施設等におけるアスベスト対策について

### (1) アスベスト使用実態調査

平成17年8月1日付通知に基づき、平成8年度以前に竣工された社会福祉施設等を対象に実施した全国調査の最終報告（平成17年11月29日公表）を行ったところである。

更にその後の措置状況について、平成18年2月13日に「社会福祉施設等における吹付けアスベスト等使用実態調査報告について(フォローアップ)（参考資料44頁参照）」を公表したところである。

なお、アスベストにかかる今後の具体的な対応等については、「社会福祉施設等における吹付けアスベスト（石綿）等使用実態調査の最終報告結果の公表及び今後の対応について（通知）（平成17年11月29日付雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、社会・援護局障害保健福祉部長、老健局長連名通知）」及び「社会福祉施設等における吹付けアスベスト（石綿）等使用実態調査（フォローアップ）の報告結果の公表及び今後の対応について（通知）（平成18年2月13日付雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、社会・援護局障害保健福祉部長、老健局長連名通知）」等に基づき、

- ①未回答施設への継続的かつ強力な指導
- ②アスベストを有する施設等に対する除去等の早期実施、アスベストの安全管理等についての指導の徹底
- ③追加調査で措置予定又は未定と回答した施設に対する措置状況の把握
- ④分析調査中の施設への対応

等、引き続き適切な対応を願いたい。

なお、今後、適切な時期にフォローアップを行うこととしているので了知願いたい。

### (2) 国における吹付けアスベスト等の除去等に対する支援対策

吹付けアスベスト等の除去等に要する費用については、平成17年度補正予算（平成18年2月3日成立）において、飛散によりばく露のおそれがあるアスベスト等の除去等に必要な経費を、平成17年度に交付金化された高齢者関係施設、児童関係施設も含めて「社会福祉施設等施設整備費負担(補助)金」に計上したところであり、各都道府県市から提出していただいた平成17・18年度の除去等の計画に基づき執行予定である。

なお、平成17年度補正予算の執行については、「3（2）社会福祉施設の耐震化対策等の推進」と同様に適切に対応願いたい。

また、平成18年度当初予算では、障害者関連施設、保護施設を「社会福祉施設等施設整備費補助金」の国庫補助の対象とすることとしているが、高齢者関連施設及び児童関連施設については、各交付金の当初予算において対応することとなるので留意願いたい。

## 5 福祉サービスの質の向上のための取組みについて

### (1) 福祉サービス第三者評価事業の推進

福祉サービス第三者評価推進事業については、国と地方の役割分担を明確にしたうえで、全国レベル及び都道府県レベルにおける推進体制を整備し、同事業の更なる普及・定着を図るため、平成16年5月7日に「福祉サービス第三者評価事業に関する指針について」（以下「指針」という。）をお示ししているところである。

各都道府県においては、同指針により早急に管内における第三者評価推進体制の整備に取り組むよう引き続きお願いしたい。

#### ア 全国の推進組織

全国社会福祉協議会が、学識経験者等で構成される「評価基準等委員会」、並びに都道府県推進組織を構成員とする「評価事業普及協議会」を設置し、福祉サービスの第三者評価事業の推進及び都道府県推進組織に対する支援を行うとともに、全国各地における評価調査者の養成に資するため、評価調査者指導者養成研修を実施しているところである。

評価事業普及協議会については、昨年6月に本年度第1回会合を開催し、各都道府県の取組状況等について情報交換を行ったところであるが、3月中に第2回会合を開催することとしているので了知願いたい。

#### イ 都道府県推進組織の設置

都道府県推進組織の設置状況については、平成18年2月7日現在、都道府県推進組織を設置している自治体は38都道府県であり、平成17年度中には全体で40都道府県において設置となる予定である。（参考資料59頁参照）

都道府県推進組織においては、第三者評価機関の認証等引き続き第三者評価事業の普及・定着に努めるとともに、推進組織が未設置の県においては、今後も引き続き同組織の整備に努められるようお願いする。

#### ウ セーフティネット支援対策等事業における第三者評価推進事業の見直し

第三者評価事業に係る地方自治体向け事業については、平成15年度から17年度までの3ヶ年事業として、都道府県推進組織の立ち上げ支援等を行う経費の補助を行ってきたところ（セーフティネット支援対策等事業費補助金）である。

平成18年度より新たに第三者評価制度の普及・定着のための「第三者評価推進関係者会議」及び「先駆的事業者活用事業」を行うこととしている旨、一般の民生主管部局長会議においてお示ししたところである。おって、「セーフティネット支援対策等事業実施要綱」を改正する予定であるが、今般、以下のとおり事業の実施要綱（案）をお示しするので了知の上、積極的に本事業に取り組まれるようお願いする。

## エ 「WAM NET」福祉サービス第三者評価情報システム

福祉医療機構の「WAM NET」において、福祉サービス第三者評価事業の情報公開を行う環境整備を行っているところであり、昨年8月より第1段階として「評価機関情報の登録機能」及び「評価機関情報の公開機能」について運用を開始しており、また、昨年12月26日からは第2段階として、評価結果を登録する機能等について運用を開始したところである。

なお、今後第3段階として、「WAM NET」閲覧者が、施設の名称、所在地、種類等で評価結果を検索する機能について本年3月末を目途に運用を開始することとしている。

各都道府県においては、都道府県推進組織を設置次第、第三者評価情報システムに登録し、管内における第三者評価事業の普及・定着のために第三者評価情報システムを積極的に活用するようお願いする。

### 《福祉サービスの第三者評価推進事業実施要領（改正案）》

#### 1 目的

本事業は、福祉サービスが行政の措置から利用契約制度に移行したことに伴い利用者本位のサービスの提供を図るための仕組みとして導入したものであり、福祉サービスの事業者がサービスの提供や事業経営についての具体的な問題点を把握して、サービスの質の向上を図るとともにその評価が利用者の選択の情報となることにより、地域社会のセーフティネット機能の強化に資することを目的とする。

#### 2 実施事業

##### (1) 第三者評価推進関係者会議

###### ア 実施目的

公正・適正な第三者評価を積極的に推進していくために、関係者（行政、推進組織、事業者、利用者等）による第三者評価推進会議を開催し、第三者評価に係るそれぞれの立場からの意見、要望を把握し、第三者評価実施にかかる課題を明らかにするとともに、改善方策を取りまとめ、実施することにより、関係者の取り組み意識を向上させ、もって第三者評価制度の改善と福祉サービスの質の向上に資することを目的とする。

イ 実施主体

本事業の実施主体は、都道府県、公益法人、都道府県社協又は都道府県が適当と認める団体とする。

ウ 事業内容

- a 福祉サービスの利用者（家族）、事業者、都道府県推進組織、評価機関、行政等の関係者による第三者評価制度に関する推進会議の開催
- b その他第三者評価制度の普及・啓発及び第三者評価制度の改善に資する事業

(2) 先駆的事業者活用事業

ア 実施目的

第三者評価の受審に積極的に取り組み、効果をあげている先駆的事業者の福祉サービスの質の向上への具体的な取組方策等の実践事例を活用し、研修等を実施することにより、第三者評価に取り組む事業者を支援するとともに、事業者の第三者評価の受審の推進及び福祉サービスの質の向上を図ることを目的とする。

イ 実施主体

本事業の実施主体は、都道府県、公益法人、都道府県社協又は都道府県が適当と認める団体とする。

ウ 事業内容

- a 第三者評価の仕組み、受審の意義、評価方法、結果の活用方法（先駆的事業者の事例報告）等について研修等を実施し、第三者評価の受審を推進する事業
- b その他、第三者評価の受審誘導、第三者評価の質の向上に資する事業

(2) 苦情解決事業

ア 事業者段階における取り組み

苦情解決事業については、利用者保護の観点から仕組みを構築しているところであるが、「事業者段階における苦情解決の取組状況」（参考資料60頁参照）を見ると、例えば苦情受付窓口の設置率は全体で74.8%、そのうち私営施設82.9%、公営施設56.1%となっており、苦情解決体制が特に公営施設において十分に整っていない状況にある。

については、管内市町村及び社会福祉施設に対し、制度の重要性を再認識させるとともに、苦情解決の仕組みに関する体制を整備するよう、引き続き指導の徹底をお願いしたい。

イ 運営適正化委員会における苦情解決の取り組み

運営適正化委員会については、公平性・中立性の確保や迅速な事務の執行など適正な運営が行われるよう、特に事務局長その他の事務職員の専従化、苦情解決合議体の最低2ヶ月に1回の開催、第三者委員向け研修会の積極的な実施について都道府県社会福祉協議会に対し、引き続き指導の徹底をお願いしたい。

## 6 福祉貸付事業について

独立行政法人福祉医療機構（以下「機構」という。）は、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第29条第1項の規定に基づいて定められた機構が達成すべき業務運営に関する目標（いわゆる「中期目標」）で、独立行政法人の業務運営について、効率的かつ効果的に行うこと等が求められているところであり、機構の業務運営において引き続きご協力をお願いしたい。

### (1) 平成18年度貸付事業の基本的な考え方

#### ア アスベスト対策及び耐震化対策等の事業への融資（参考資料61頁参照）

福祉医療機構の福祉貸付事業においては、従来より、アスベスト対策及び耐震化に係る改築・修繕等の事業や災害復旧事業に対して融資対象としてきたところであるが、今般、アスベスト対策及び耐震化を促進する観点から、融資条件の緩和を行うこととしているので、了知の上、管内の社会福祉法人等に対し周知徹底願いたい。

#### 【アスベスト対策に係る融資条件の緩和（平成17年度から平成19年度までの措置）】

##### 《融資率》

- ・介護関連施設等 5%引き上げ（融資率80%未満のものに限る）

##### 《貸付金利》

- ・介護関連施設等 財投金利+0.1% → 財投金利+0.05%
- ・社会福祉士養成施設等の養成施設、職員研修施設  
財投金利+0.2% → 財投金利+0.1%
- ・特定有料老人ホーム、営利法人が行う認知症高齢者グループホーム等  
財投金利+0.5% → 財投金利+0.1%

#### 【耐震化対策に係る融資条件の緩和】

##### 《融資率（平成18年度及び平成19年度の措置）》

- ・介護関連施設等 5%引き上げ（融資率80%未満のものに限る）

#### 【災害復旧事業に係る融資条件の緩和】

- 《無利子期間》 2年無利子 → 全期間無利子

## イ その他融資条件の変更内容

### (ア) 融資対象の拡大

介護保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、新たに「小規模多機能型居宅介護事業に係る施設」を融資対象施設とし、貸付相手方を社会福祉法人、医療法人、民法第34条法人とする。

### (イ) 無利子貸付の措置期間の延長

「老朽民間社会福祉施設整備計画」及び「地すべり防止危険箇所区域に所在する施設の移転整備計画」に基づく施設整備について、福祉医療機構における無利子貸付の措置を継続する。

### (ウ) 融資率の見直し

「地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律」に従って、有料老人ホーム、高齢者総合福祉センター、在宅介護サービスセンターを整備する場合の融資率を特例的な融資率(90%)から標準的融資率(75%)へ変更する。

ただし、19年度までの措置として、災害復旧事業、アスベスト対策事業、耐震化事業における改修等に限っては80%とする。

### (エ) 貸付金利の見直し

保育士養成施設、社会福祉士養成施設、介護福祉士養成施設の各種養成施設及び職員研修施設については、財投金利に0.2%の上乗せを行う。

### (オ) 融資対象の除外

老人福祉センター、在宅複合型施設を融資対象から除外する。

ただし、19年度までの措置として災害復旧事業、アスベスト対策事業耐震化事業に係る事業は引き続き対象とする。

## ウ 三位一体改革に伴う税源移譲施設への融資

特別養護老人ホーム等の補助制度が廃止され、税源が地方公共団体へ移譲されたことに伴い、福祉医療機構融資のあり方について、現在、検討しているところであるが、限られた融資財源の枠の中で、極力従来ベースでの融資需要に対応できるようにしたいと考えている。なお、詳細については、後日福祉医療機構よりお知らせすることとしている。

## (2) 平成18年度福祉貸付の事業枠

機構の貸付を取り巻く環境は、財政投融资改革の推進等により厳しさを増してきているが、このような状況の中で独立行政法人としての使命を果たすため、政策上必要な施設整備のための貸付原資の確保を図った。

貸付契約額	3,837億円	(うち福祉貸付	2,145億円)
資金交付額	4,197億円	(うち福祉貸付	2,064億円)

## (3) その他留意事項

### ア 協調融資

介護関連施設等の整備に係る資金需要に対応して資金調達が円滑に行えるよう、福祉医療機構と民間金融機関が連携して融資を行う協調融資の仕組みを、17年度に導入(平成18年2月3日現在167金融機関(参考資料62頁参照))したところであるので、その活用について引き続き社会福祉法人に対し助言願いたい。

### イ 並行審査の取扱い

国庫補助金対象事業であって、新たに社会福祉法人を創設して事業を行うことを予定している場合には、国庫補助協議の審査及び法人設立認可の審査と並行して機構の融資審査を行い相互の連携を図ることとしている。

過去において、借入申込に際し、基本的な法人要件の不備や不適切な資金計画等により融資審査に支障を来した案件が見受けられたことから、これらに該当する案件については、法人審査はもとより整備計画の内容の妥当性及び資金計画の確実性についても十分な精査を行う等のほか法人等事業者への適切な指導を図られたい。

なお、交付金対象事業については、昨年と同様、創設法人であるなしに関わらず、地方公共団体が事業者に対し交付金及び補助金の内示がされた時点で機構宛連絡していただくことにより、融資審査の迅速化と連携を図ることを願いたい。



## ウ 都道府県市意見書

機構の借入申込みについては、整備を行う施設等を所管する都道府県知事又は市町村（特別区を含む。以下同じ。）の長からの意見書の提出をお願いしているところであるが、今回、三位一体改革に伴い税源移譲された施設についても、引き続き、整備を行う施設等を所管する都道府県知事（市長）の意見書を提出していただくことをお願いしたい。（下図参照）

意見書は、融資審査において、各自治体における当該施設・事業の福祉政策上の位置づけ、資金計画、法人の経営状況（創設法人の場合には法人要件等）等を判断し、融資決定を行う上での重要な資料となるものであることから、意見書を交付する際には、事業計画の的確性及び資金計画の確実性等の内容について、精査いただくようお願いしたい。

なお、意見書の様式等については、後日、機構よりお知らせすることとするが、各都道府県におかれてはご了知の上、管内市町村に対しても速やかな情報提供をお願いしたい。

### 【参考：意見書の区分】

区 分	都道府県の意見書	市町村の意見書
国庫補助金対象事業	○	—
都道府県交付金対象事業	○	—
市町村交付金対象事業	○	○
税源移譲された施設	○	—